

出生届にもなう手続き



本日はおめでとうございます。

出生届後、下記に該当される方は、それぞれに手続きが必要です。お早めに手続きをしてください。

必要な手続きの項目	手続きの内容	お持ちいただくもの	庁舎	窓口 受付窓口	担当課
児童手当	児童を養育する人の住所地で申請します。 (公務員の方は職場で手続きをしてください) ※出生後15日以内に手続きをしてください。 (手続きが遅れますと、遅れた月分の手当が受けられなくなる可能性があります)	<ul style="list-style-type: none"> ●児童手当を受給する方の健康保険証及びマイナンバーのわかるもの ●児童手当を受給する方の通帳(振込先のわかるもの) ●受給者の配偶者の本人確認書類及びマイナンバーがわかるもの 	安来 広瀬 伯太	市民課 福祉課 地域センター	福祉課 23-3248
母子保健・予防接種事業のお知らせ	乳幼児の住所地で手続きをします。 新生児訪問・乳幼児健診・予防接種手帳の交付などを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●母子健康手帳 ●母子健康手帳別冊 	安来 広瀬 伯太	市民課 子ども未来課 (健康福祉センター) 地域センター	子ども未来課 23-3222
子ども医療の申請	乳幼児の住所地で申請します。 乳幼児の医療費を助成する島根県の制度です。 中学校3年生までの児童が対象です。	●出生された子の保険証	安来	市民課	
出生された子が国民健康保険(国保)に加入する場合	保険証の受け取りのみ	●世帯主のマイナンバーのわかるもの、来庁者の本人確認書類	広瀬 伯太	地域センター 地域センター	市民課 23-3087
出産育児一時金の支給申請(国保加入の場合)	市役所での手続きは原則不要です。出産費用が42万円未満の場合、差額分が支給されます。	<ul style="list-style-type: none"> ●通帳(振込先のわかるもの) ●出産時の領収書 	伯太	地域センター	
母子健康手帳への出生届出済証明	執務時間外、閉庁日に出生届をされた場合は、母子健康手帳に出生届出済証明ができませんので、後日担当窓口で母子健康手帳を提出のうえ証明を受けてください。	●母子健康手帳	安来 広瀬 伯太	市民課 地域センター 地域センター	市民課 23-3080
児童扶養手当(ひとり親家庭への手当)	未婚の母等でひとり親として、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育される人に対し、所得状況等に応じて手当を支給します。	担当へおたずねください。		福祉課(健康福祉センター)でのみ 手続きが可能です。	福祉課 23-3248